

居宅介護支援 重要事項説明書

令和6年10月1日現在

この重要事項説明書は、ご利用者が居宅介護支援の提供を開始するにあたり、ご利用者およびご家族の方に知っていただきたい事項を記載したものであり、契約書の内容をご理解していただけるような内容となっております。

第1条 当事業所の概要

事業所名	株式会社 ケアワーク北多摩
所在地	東京都西東京市田無町五丁目8番15号
指定事業所番号	1373900016
開設年月日	平成12年4月
連絡先 (緊急時も同一)	TEL 042-461-8228 FAX 042-461-5224
営業日・営業時間	平日 午前9時00分～午後5時15分 土曜日 午前9時00分～午後5時00分
サービス提供地域 (交通費無料)	西東京市、東久留米市、武蔵野市
事業目的	すべての高齢の方が安心、かつ充実した社会生活を営むことができるように応援していきます。
運営方針	<ul style="list-style-type: none">● 利用者の心身の特性、生活環境を踏まえた、より安心のできるサービスの提供を行います。● 可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるような、より尊厳を重んじたサービスの提供を行います。● 関係市町村、地域の保健・医療・福祉その他関係機関との十分な連携を図り、より総合的なサービスの提供を行います。

第2条 当事業所の職員体制

※（ ）内の数字は、男性の人数です。

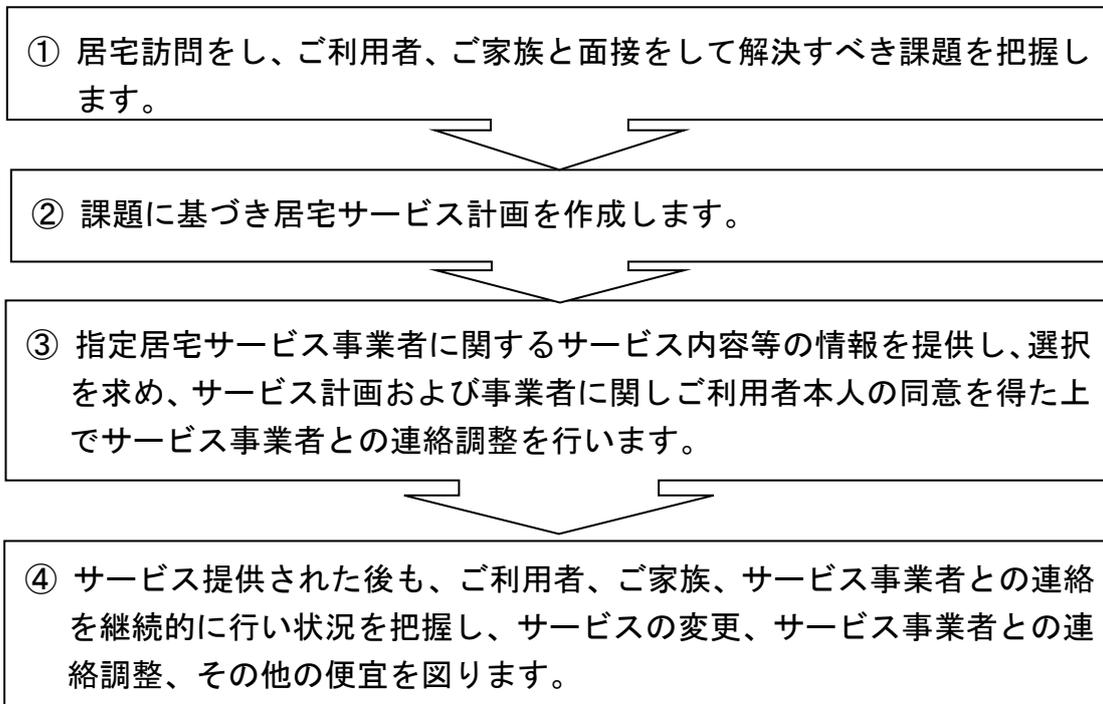
	業務内容	常勤	非常勤	計
管理者	介護支援専門員などを管理する業務	1人		1人
介護支援専門員	居宅サービス計画書作成、サービス事業所との調整	2人 (0人)	1人 (0人)	3人 (0人)
事務担当職員	一般事務	1人 (0人)	0人 (0人)	1人 (0人)

○ 管理者は、主任介護支援専門員の資格取得者です。

○ 介護支援専門員は、常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合はいつでも提示をもとめることができます。

第3条 サービス提供の流れ

ご利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービスおよびその他の必要な保健医療サービス、福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。



第4条 利用料金

(1) 居宅介護支援費

居宅介護支援の利用料金（居宅介護支援費）については、介護保険制度から全額給付されます（法定代理受領）ので、ご利用者の自己負担はありません。

但し、保険料の滞納等により、法定代理受領ができない場合は、1ヶ月につき下記の利用料金をいただき、当事業者からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日、介護保険証に記載されている市町村に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。（償還払い）

（1月あたり・西東京市）

要介護度	利用料
要介護度1・2	12,000円
要介護度3・4・5	15,591円

※ 介護支援専門員の1人当たりの件数が45件及び、60件を超える場合に該当する方は厚生労働省大臣の定める基準に基づき減算されます。

※ 上記金額のほかに介護保険法に定められた次のような加減算をする場合がございます。

- 運営基準減算 …………… 上記利用料から－50%
- 運営基準減算（2月以上連続した場合） …………… 上記利用料から－100%
- 特定事業所集中減算 …………… ー2,210円
- 初回加算 …………… 3,315円
- 特定事業所加算（Ⅰ） …………… 5,734円
- 特定事業所加算（Ⅱ） …………… 4,652円
- 特定事業所加算（Ⅲ） …………… 3,569円
- 特定事業所加算（A） …………… 1,259円
- 特定事業所医療介護連携加算 …………… 1,381円
- 入院時情報連携加算（Ⅰ） …………… 2,762円
- 入院時情報連携加算（Ⅱ） …………… 2,210円
- 退院退所加算Ⅰ 1 …………… 4,972円
- 退院退所加算Ⅰ 2 …………… 6,630円
- 退院退所加算Ⅱ 1 …………… 6,630円
- 退院退所加算Ⅱ 2 …………… 8,287円
- 退院退所加算Ⅲ …………… 9,945円
- 通院時情報連携加算 …………… 552円
- 緊急時等居宅カンファレンス加算 …………… 2,210円
- ターミナルケアマネジメント加算 …………… 4,420円

(2) 交通費

通常のサービス提供実施地域 (※) → 無料
それ以外の地域 → ご利用者の実費負担となります。

(※) 通常のサービス提供地域については、1 ページに記載しています。

(3) コピー代

サービス提供に関する記録 (※) 等をコピーした場合、ご利用者の実費負担となります。
(1 枚あたり 10 円)

(※) 当事業所は、居宅介護の提供に関する記録を作成し、ご利用者の要介護認定の有効期間が満了する日から 2 年間保管しています。

第5条 前 6 ヶ月間における訪問介護等の利用割合について

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は 9 ページでお示ししています。

第6条 緊急時の対応方法

ご利用者の病状の急変やその他必要な場合には、下記に記載の主治医（かかりつけ医）ならびにご家族の方に直ちに連絡し、必要な措置を講じます。

	氏 名	連絡先 (電話番号)	住所 (所在地)
主治医 (かかりつけ医)			
ご家族			
その他 ()			

第7条 プライバシーについて

- 当事業所は、ご利用者にサービスを提供するうえで知り得た情報は、決して第三者に漏らすことはありません。契約終了後も同様です。
- サービス担当者会議などご利用者やご家族の情報を利用するには、ご利用者の同意が必要となりますので、別に作成する同意書（「ケアワーク北多摩サービス利用契約における個人情報使用同意書」）に記名・押印いただくこととなります。

第8条 主治医（かかりつけ医）やサービス事業者との連携

当事業所は、サービスの提供にあたり、ご担当の主治医（かかりつけ医）やサービス事業者との緊密な連携を図り、より良いサービスを提供いたします。

第9条 こんな場合はこちらまで

- ① 担当者と連絡を取りたい場合
- ② 夜間・休日に連絡を要する場合

<緊急連絡先>

042-461-8228

（夜間・休日は携帯電話に転送）

- ③ サービスの提供に関して苦情や相談がある場合

（当事業所の苦情相談窓口）

お客様の声係 町田 幸子	連絡先 (042) 461-8228 受付時間 (平日) 午前9時 ~午後5時15分
-----------------	--

（介護保険サービスの苦情について）

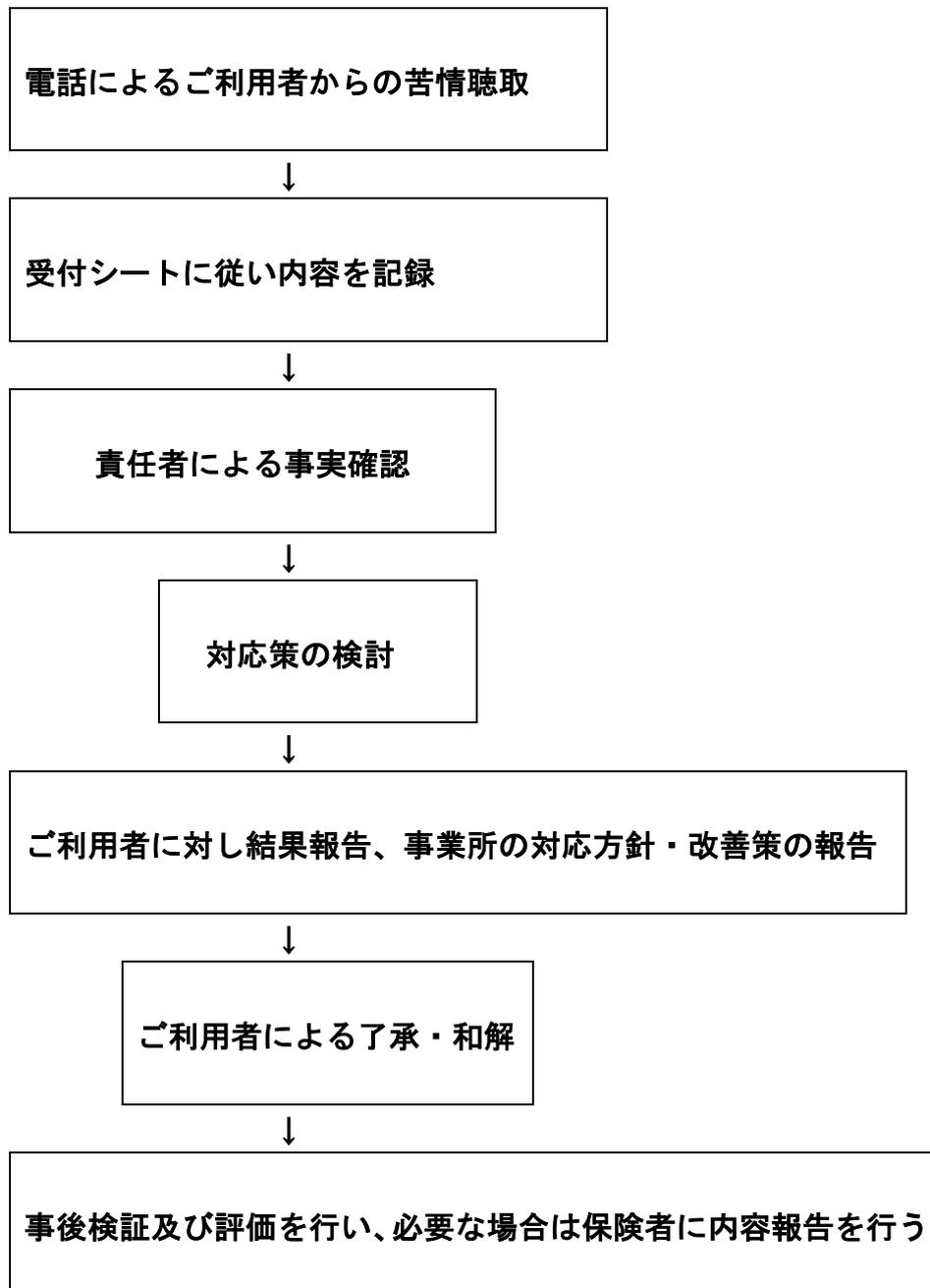
西東京市役所 健康福祉部 高齢支援課	連絡先 (042) 464-1311 受付時間 (平日) 午前9時 ~午後5時00分
-----------------------	--

東久留米市役所 介護福祉 課 介護サービス係	連絡先 (042) 470-7777 受付時間 (平日) 午前9時 ~午後5時00分
---------------------------	--

武蔵野市役所 健康福祉部 高齢支援課	連絡先 (0422) 60-1846 受付時間 (平日) 午前9時 ~午後5時00分
-----------------------	--

東京都国民健康保険団体連 合会 国保連合会苦情相談窓口	連絡先 (03) 6238-0177 受付時間 (平日) 午前9時 ~午後5時00分
-----------------------------------	--

苦情等における具体的な対応について



第10条 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

第三者評価は、現在は実施しておりません。尚、実施を検討中です。

第11条 契約の終了

ご利用者が介護保険施設に入所や入院した場合、または要介護認定区分が自立（非該当）と認定された場合などは、契約は自動的に終了します。

第12条 契約の解約について

ご利用者は、当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合などには、文書で通知を行い、直ちに契約を解約することができます。

当事業所が事業を休廃止する場合や、やむを得ない事情によりサービスの提供が困難になった場合に、契約を解約する場合があります（1か月前に文書でお知らせいたします）。

また、ご利用者又はご家族が故意又は重大な過失により事業所もしくは担当の職員等の生命、心身、財産、信用等を傷つけるような暴力や暴言、強要等の著しい不信行為を行った場合は、直ちに契約を解除します。

第13条 当事業所の特徴

当事業所は、ご利用者により良いサービスを提供できるよう、提供する居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図るような取り組みを行っております。

（この頁、以下余白）

第14条 当事業所の法人概要

法人名	株式会社 ケアワーク北多摩
法人種別	営利法人
法人所在地	東京都西東京市田無町五丁目8番15号
設立年月	平成9年12月
代表者氏名	町田 富士雄
電話番号・FAX	TEL 042-461-8230 (代表) FAX 042-461-5226
業 務 内 容	<ul style="list-style-type: none">• 居宅介護支援事業• 訪問介護・介護予防・日常生活支援総合事業 (介護保険)• 居宅介護・重度訪問介護事業・同行援護事業 登録喀痰吸引事業・指定特定相談支援 (障害者総合支援法)• 地域生活支援事業 (障害者総合支援法)• 「ひとり親支援」等の行政委託業務• 訪問介護事業等に付随する請負業務• 看護師・家政婦(夫)紹介事業

令和6年10月1日

前6ヶ月間における、訪問介護等の利用割合について

令和6年度 後期 令和6年3月1日 ～ 令和6年8月31日

訪問介護	居宅サービス計画の 総数に対する割合	事業所名	利用割合
	37%	ケアワーク北多摩	56%
		訪問介護 ゆいな	11%
		ケアリッツ・アンド・パートナーズ	9%

通所介護	居宅サービス計画の 総数に対する割合	事業所名	利用割合
	35%	すきやき	28%
		グリーンロード(通所介護)	11%
		ディセンター健康くらぶ	9%

福祉用具貸与	居宅サービス計画の 総数に対する割合	事業所名	利用割合
	68%	パナソニック花小金井	27%
		東基	22%
		フランスベッド田無	15%

地域密着型通所介護	居宅サービス計画の 総数に対する割合	事業所名	利用割合
	15%	GENKINEXT 西東京田無	32%
		花水木の湯	29%
		おとなりさん ひこばえ	9%

【説明確認欄】

令和 年 月 日

サービス契約の締結に当たり、契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者	住所	東京都西東京市田無町五丁目8番15号
	名称	株式会社 ケアワーク北多摩
	説明者	介護支援専門員

印

サービス契約の締結に当たり、契約書および本書面により重要な事項を説明を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印

〔 ※ 代理人を選定する場合、別途「委任状」が必要となります。
代理人が委任を受けた範囲内で行う行為の効果は、利用者本人に帰属します。 〕

署名代筆者	住所	
	氏名	印
	(利用者との関係)	

